

令和5年 第3回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年3月30日(木) 15時30分 から 16時23分

2. 開催場所 東神楽町役場庁舎3階 委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告
について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第8 議案第5号 農業委員会による最適化活動の目標設定等について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	みなさんこんにちは。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第3回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。皆さん、ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	---

あいさつ

会長	第3回通算731回総会に先立ちましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は非常に天気の良い中、全員の出席を得られましたこと大変ありがとうございます。巷では、ワールドベースボールクラシックがニュースの方で盛り上がっていますが、もういい加減良いのかなと思っております。先ほど農地部会の中でも色々あったんですけど、これから畑地化であったり、交付対象外水田が出てきたりと、農業委員会としては非常に判断をしなければならない事案が多く出てきます。農業委員会で抑えている地目が田であり、水利費が発生していれば田で見なければならぬといった話もあったんですけど、今回の畑地化は農業委員会としては田で抑えていますよね。ただ、改良区の方ではすでに畑として抑えていると、賦課金は2,700円ですか、といった形で減額して徴収となっています。田も各農水関連機関でとらえ方が違うと、現場の我々としても非常に判断が難しいと、判断材料がフラフラしていると、難しい判断を迫られている状況になっています。一刻も早く、一本化した内容を説明していただきたいというのが、我々の切なる願いかと思っています。本日も案件少ないですが、皆さまの慎重審議お願いいたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は11番藤田委員、1番島田代理です。
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	報告第1号。令和5年2月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。3月10日、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部長、大柿委員、伊藤委員、藤田委員が出席しております。3月23日、令和4年度上川地方農業委員会連合会役員会に、小足会長に出席いただいております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
宮原係長	農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、3ページから7ページに記載のとおり8件あがってきております。前回報告より変更点のみをお伝えいたします。4ページをお開きください。4番の〇〇ですが、構成員要件に変更があります。構成員が1名追加。〇〇さんが加わっております。変更点は以上になります。それぞれ、形態要件、

	事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	報告にかえさせていただきます。

【報告】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。番号9番です。使用貸借権の設定となりまして、貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在〇〇、地番〇〇—〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積が84,055㎡。借主の経営状況につきましては425、420.50㎡を耕作しておりまして、労力総数が3名となっております。対価は無償で、申請理由といたしましては所有する農地を後継者に貸し付けたいということになっています。こちらは、当事者は〇〇にお住まいの畑作農家さんです。関係性は、義理の父から義理の娘への親子間使用貸借となっています。〇〇にももともと経営地があり、以前まで、〇〇さんの〇〇さんである〇〇さんと親子間使用貸借を結んでいたのですが、昨年〇〇さんが不慮の事故で亡くなってまいりまして、経営者がその妻である〇〇さんに変更されたことで、この度今回の使用貸借を結ぶものとなっています。〇〇にも経営地ございますので、〇〇農業委員会でも3月総会にて同様の内容の議案があがる予定となっています。そこで東神楽も併せまして10年間の使用貸借申請を受けたものです。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	ただいま、事務局の方で説明のあったとおりでございます。〇〇さんが一昨年の冬ですか、不慮の事故で亡くなったということで、本来であれば昨年このような処理をしなければいけなかったんですけども、バタバタして忘れてしまっていたということでもあります。今回、改めて正式に申請がありました。特段、問題はないと思いますけれどもよろしく願います。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして日程第5議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。
武田主事	はい。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規案件が4件、継続案件が3件となっています。120番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇—〇〇。現況地目「田」ほか11筆。総面積が37,397㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限については4月30日までとなっております。売買価格につきましては、5,228,000円。反当価格は150,000円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。

藤田委員	はい。ただいま事務局から連絡のあったとおりでございます。こちらの方ですが、反当150,000円とちょっと安いと思われるかと思うんですが、いま現在全て牧草でございます。牧草なのでこちらの価格となります。こちらのお相手の〇〇さんですが、昨年隣の101番農区こちらの方をご購入いただいて、隣地ということで引き受けていただきました。〇〇さんも意欲的に〇〇地区で経営を広げております。何分、問題ないかと思うんですが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号121番。
武田主事	はい。121番です。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が9,803㎡。売買となっていて、所有権移転日は本日。対価の支払い期限、4月30日までです。売買価格につきましては、1,028,000円。反当価格、130,000円となっております。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	ただいま事務局の方で説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、父親が亡くなられて、売りたいという意向を聞いておったんですけど、相続の方が無事おわりまして、それからあっせんという話しになりました。〇〇さんとは3~4年ほど前から賃貸しておりまして、そのまま〇〇さんのところへ相談したところ良いということで、今回のあっせんになりました。〇〇さんにおかれましては、後継者も2人おりますし特段問題ないかと思っております、よろしく願いします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号122番。
武田主事	122番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が30,821㎡。売買となっていて、所有権移転日本日。対価の支払い期限、4月30日までです。売買価格については、3,300,000円。反当価格は150,000円となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	ただいま事務局の方の説明があったとおりでございます。〇〇さんの方ですが、昨年から売買をしたいと、牧草のあとということで本人が作業委託で牧草を作られていましたが、この後は難しいということで売買の話がありました。あっせん価格、今回150,000円ということであっせん、水田の最低価格ではあるんですが、牧草のあとということもありますし、水田にすぐ戻らないということで、この価格でならと〇〇さんに受けていただきました。〇〇さんにおかれましては隣りで作られておりまして、今は麦の方、転作をされていますが、近隣に聞きまして、3軒の方に聞き取りしましたところ〇〇さんが快く受けていただいたという形でありませぬ。〇〇さんにおかれましては、〇〇地区で大きく作られおりまして、〇〇も今年からやられるということで、まだまだ面積を作られる力があると思っております。何ら問題ないと思っておりますが、慎重

	審議をお願いします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして利用権設定123番です。
武田主事	はい。123番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」。面積が12,021㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、3月30日から令和7年11月30日までの3年間です。賃貸料は140,000円。反当価格は13,000円となっております。こちら〇〇さんの宅地裏の田んぼ3枚の賃貸と聞いております。以上です。
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございますが、昨年、〇〇さんの方より来年度、高齢ということもあり水稲は作れないといった旨の話がありまして、当該農地を誰かに貸したいということで、隣接地も〇〇さんでございますし家も近いということで、〇〇さんが妥当ではないかと、そういった案件であります。〇〇さんのおかれましても後継者がおられ、農業に対しても意欲的な方でございます。何ら問題なかるうかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして124番。
武田主事	124番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」。面積が1,401㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、3月30日から令和8年11月30日までの4年間となっております。賃貸料は9,000円で、反当価格は7,000円となっております。こちら〇〇さんの自宅横にもともとハウスが建っていた転作田の賃貸となっております。この度ハウスを撤去し、賃貸する運びとなりました。賃貸期間は、当事者同士の水田の賃貸と合わせています。以上です。
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。今回、〇〇さん、今まで野菜等ハウスで作っていた訳ですけれども高齢のため健康的に問題があるということで、この当該農地を賃貸したいとご相談を受けました。現在、〇〇さんの隣りであります農地を〇〇さんが耕作されており、それも併せまして〇〇さんに任せるのが妥当であると、そういった案件であります。金額につきましても、一応この土地、面積見てもらっても分かると思えますけど、水張り1反2畝、田んぼにはできないと、そのまま畑として使いたいとお互い協議のうえの結果、大体平均相場14,000円の半分の7,000円ということで問題なかるうかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
島田代理	はい。ここは国営の受益地にはなっていないんですか。
伴野委員	国営の受益地ではあります。

島田代理	ということは、これから水稻作付けができる、何年に事業計画とか入っていますか。
伴野委員	まだその辺りははっきりしないんですけど、3年ないし4年かかるのではないかと、まだ上の方で遅れているところもありはっきりしませんが、3年・4年と聞いております。
島田代理	もしかしたら交付対象外になると・・・そのあたりが知りたかったもので。
会長	ほかにご意見、ご質問ございますか。
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号125番。
武田主事	125番です。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番656-11の内2。現況地目「田」。面積が5,236㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、3月30日から令和6年11月30日までの2年間です。賃貸料は63,000円で、反当価格は14,000円となっております。こちらも〇〇さんの家の裏の田んぼ賃貸となっております。賃貸期間、反当価格は、〇〇さんと〇〇さんとのほかの農地の賃貸と合わせております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局から説明があったとおりでございます。まず〇〇さんですが、徐々に規模を縮小したいというような相談がありまして、今回の案件となっております。今回、貸ることになりました〇〇さんでございますが、こちらの方になったのは地区での話し合いの結果、〇〇さんと決定させていただいております。〇〇さんにおかれましては、ご兄弟で〇〇さんしっかりとされています。何ら問題ないかと思っております。慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号126番。
武田主事	ここからは、令和4年度の国営工事の案件です。126番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」。面積が17,216㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、4月1日から令和9年11月30日までの5年間です。賃貸料は、125,000円で、反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の9、10ページをご覧ください。昨年度の国営工事34農区にて、工事後の水張り面積が変わったために、今回新規で賃貸契約を結びなおす案件となっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	はい。先ほど事務局の説明があったとおりでございます。1枚の田んぼになりました。1枚の田んぼのうち今回図面で説明したいと思っております。この三角形の田んぼの下側と言いましょか、こちらが〇〇さんの持っている土地でございます。その上はというと、〇〇さんご自身の土地という形で、ちょっと地図見づらいですけど、薄い太いのが1枚になった田んぼです。元々、あったところはその太いところで、ポン川と八千代川ですかね。河川で取られているといった形になっています。元々、〇〇さんが耕作されていたところでございます。〇〇君におかれましては、本当にしっかりやっているのを見させてもらっています。尚且つ、〇〇さんまだまだご健在でございます。何ら問題ないかと思っております。慎重審議お願いいたします。

会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	すみません。これ〇〇さんと〇〇さんの田んぼが国営で1枚になったと、これ国営の1枚で2件の土地があつてと、そして〇〇さんの分を賃貸と、これで国営の後の新しい面積ということですね。
安藤委員	今回の案件、国営で1枚になりまして、〇〇さんの分で割り返したような形で事務局いいですか。そういう形で面積を出させていただいているということですね。
武田主事	地番図の10ページ見ていただければ分かると思うんですが、薄い色のついている三角形の形が国営で整備された水張りの図面になっています。その内、上側が〇〇さんご自身の土地で、下側が〇〇さんの土地になってまして、ちょうどこの黒い線で囲んでいる部分だけは〇〇さんは〇〇さんから借りないといけない水張り部分となっています。こちらの方は、農業委員会の方で図測させてもらいまして出た面積、ちょっと半端になってるんですけども、その面積で今回賃貸を交わらせていただいているということになっています。
伊藤委員	あの減歩率の話で、平均てきな減歩率だったらいいんですけど、面積が、元々の〇〇さんの面積って今すぐ出ます？前年までの賃貸、分かります？その面積との対比でいうと、逆にこれが多くなって、換地ではそのうちなるんだけど、多くなって多い賃貸を今してしまうと間違いなのかなとか、そういう部分がちょっと気になったんですけど
武田主事	元々の水張りがですね。前のページ戻っていただきまして、国営の図面の中でその〇〇さんの名前が書いてある何番耕地とか水張が面積出ていまして、ちょうどこの26・27、27～33のこの面積の合計が元々の水張りの面積なんですよね。それからするとだいぶ面積の方は、減っている訳なんですけれども、この減っている面積もだいぶ減っているんですが、それも何故かと申しますとポン川の川沿いで今、順々に下から河川工事で買収の方かかっておりまして、その部分でだいぶ水張面積が減っているんですが、そこは本来河川改修で買収される予定ということで、致し方ないといった認識で問題ないかと思えます。
会長	ほかにごございますか。あの基本的に賃貸に関しては、現況の中で賃貸を結ぶといった形になっていますんで、多少減っても増えても仕方がないのかなと。例えば現況よりも減歩でちょっと増えたとしてもその分で結ぶしかないと思ってます。
伊藤委員	万が一、今の地主さんが増えているとしても賃貸のままですか。
武田主事	可能性としてはあります。
伊藤委員	換地まではその状態ということですか。
会長	土地の面積が増える訳ではないから。
伊藤委員	増える人、減る人が出てくると、換地が終わるまではその状態と。はい。分かりました。
会長	当然、賃貸に関しては増えることもあると。
会長	ほかにありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定します。
会長	続きまして継続案件になります。127番から。
武田主事	ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。127番、変更点なし。128番、反当価格11,000円を10,500円に、12,000円を11,500円に減額しております。129番、賃貸期間を3年から1年へ短縮しております。以上です。

会長	継続案件ですけれども、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定します。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第6議案第3号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今回、4件あがってきております。20番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積28,009㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張面積27,000㎡となっております。21番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積37,189㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張面積28,160㎡です。続きまして22番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積23,530㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張面積19,550㎡。最後23番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。総面積38,674㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張面積32,160㎡、畑1,033㎡となっております。以上です。
会長	あっせん委員の指名は、会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	それでは指名いたします。20番、島田代理、伴野委員、藤田委員。番号21番、島田代理、伴野委員、伊藤委員。番号22番、島田代理、伴野委員、伊藤委員。番号23番、島田代理、伴野委員、伊藤委員。以上です。よろしくお願いいたします。

【議案】 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

会長	続きまして、日程第7議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明願います。
宮原係長	机上に配布させていただいております。A4横版、両面印刷の資料をご覧ください。座ったまま失礼させていただきます。今回は、令和3年3月総会にて審議を求め策定された指針を令和5年4月1日より施行される改正法の内容に併せ変更審議を求めるものであります。変更点につきましては1点です。指針の裏面をご覧ください。用紙の1番下段に記載のとおり、新たに農地利用の最適化に関する推進活動に対する評価方法を追加させていただいております。以上、審議のほど願います。
会長	ご意見、ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ別紙の内容のとおり、指針を策定します。

【議案】農業委員会による最適化活動の目標設定等について

会長	<p>続きまして、日程第8議案第5号農業委員会による最適化活動の目標設定等について事務局より説明願います。</p>
宮原係長	<p>こちら机の上の方に配布させていただいております。A4縦版の別紙様式1になります。先ほどのあの指針をもとに年度ごとに目標設定していくものであります。今回、お示ししてありますのは令和5年度の目標設定であります。1農業委員会の状況です。令和5年4月1日現在のものを記載しております。農業委員会現在の体制は、昨年同様としております。2番目、農家・農地等の概要です。総農家数は243、農業経営体数は197、右の表に行きまして基幹的農業従事者数は354人、うち女性151人、40代以下24人となっております。こちらの数値につきましては、2020年度の農林業センサスの数字の方を採用しております。いちばん右の表になります。認定農業者124人。基本構想水準到達者11人。農業委員会調べとなっておりますが、こちらについては産業振興課より情報をいただいております。いちばん下の表になります。耕地面積、田が2万3千・・・、失礼いたしました。2,360ha。畑が856ha。耕地面積の合計が3,210haとなっております。農水省の統計調査結果の数値であります。続きまして、次のページ2番目最適化活動の目標になります。1の(1)です。最適化活動の成果目標、農地の集積部分になります。現状につきましては、管内の農地面積は先ほどの数字を採用しております。これまでの集積面積、それから集積率につきましては、道の農政部ホームページにも掲載されております。令和4年度9月公表のデータ数値を使っております。課題については、昨年度と同様とさせていただきます。②目標については、指針同様令和8年度までの目標ということで記載させていただきます。令和3年度に掲げた集積率の目標95.0%を記載しております。今年度の新規集積面積が0haとなっているんですが、当町といたしましては集積面積累計が、3,141ha、97.9%の集積率ということで、既に目標の方は達成しております。ですので、引き続き農業委員の皆さまにはこれまで同様活動を継続いただければと思います。目標の方は、達成していると捉えていただければと思います。(2)遊休農地につきましては、毎年農地パトロールで皆さん確認していただいております岸本さん所有の農地であります。こちらについては、今後国営の事業によって解消される予定であります。ただ、工程表の作成はしておりません。既存遊休農地の解消、緑区分の部分はなしになっておりまして、新規発生の遊休農地もありません。岸本さん所有の遊休農地は黄色区分となっております。最後のページになります。(3)新規参入の促進、現状及び課題です。現状につきましては、令和2年度、3年度、新規参入者おりませんでした。令和4年度の新規参入者といたしまして、〇〇さん、新規就農認定農業者ということでいれております。0.6haということですが、ただいま6,321㎡耕作をされています。課題につきましては、昨年度と同様です。②の目標につきましては、過去3年間の権利移動。売買でしたり賃貸借も含めております。こちらの平均が412haとなっております。その内の1割以上を新規参入者への貸付等について農地所有者等の同意を得たうえで公表する農地の面積ということで42haを目標で掲げています。2番目最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、こちら1人あたりの活動日数、交付金の絡みもごさいまして10日ということで、昨年度から数字を下げて設定させていただいております。(2)(3)につきましては、昨年度同様の目標とさせていただきます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。</p>

会長	ただいま、事務局より説明ございましたけれども何かご意見ご質問、ございますでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ別紙のとおり目標設定といたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第9その他について事務局より説明願います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月総会の日程について ② 農業委員会事務局規程の改正について ③ 令和5年第1回農地部会の決定事項について ④ 農業委員改選状況及び活動記録簿等について